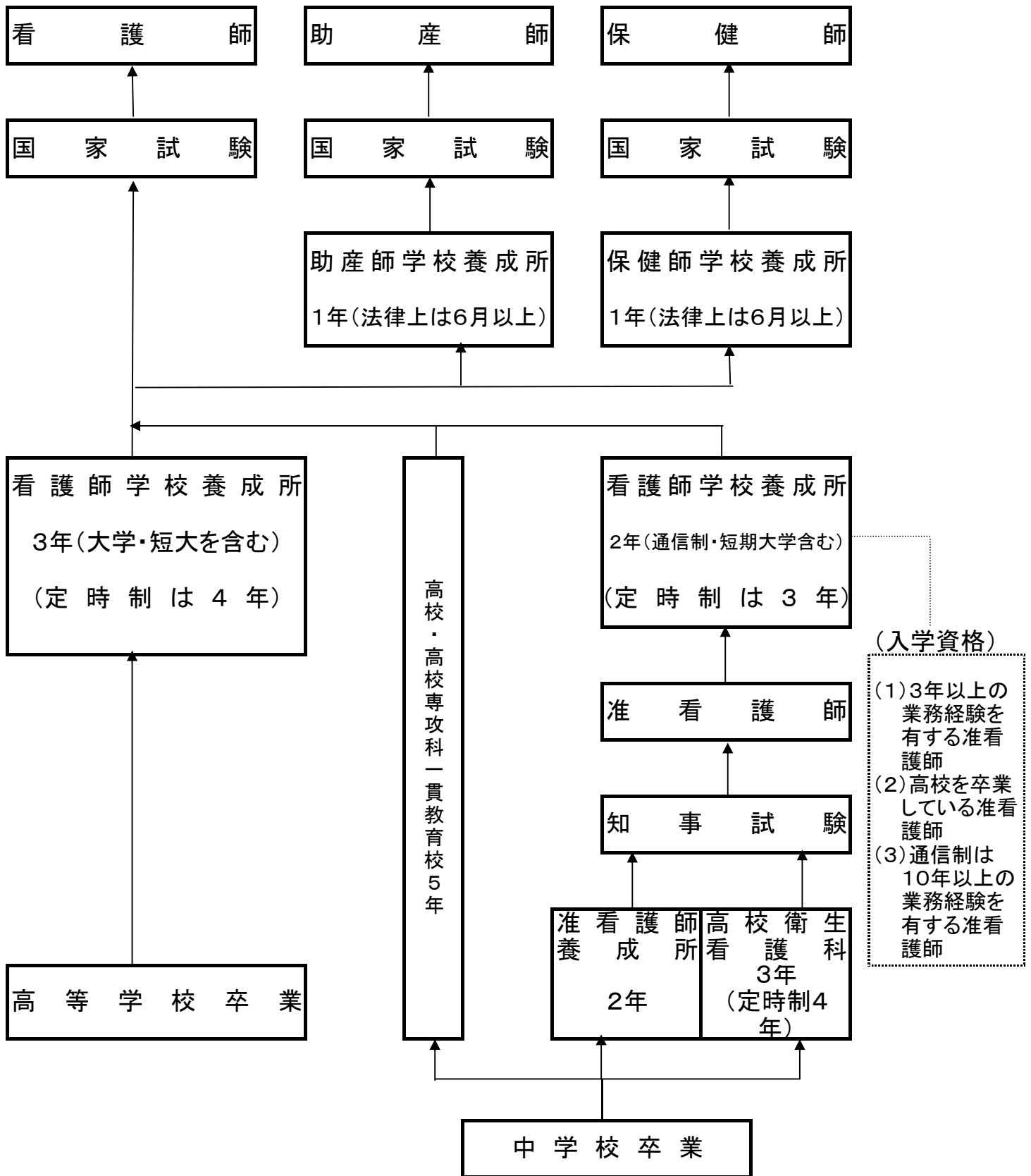


看護教育制度図



- (注) 1. 学校養成所の下段は修業年限。
 2. 大学は4年間で保健師、助産師、看護師の国家試験の受験資格を取得可能。
 3. 看護師養成所で行う統合カリキュラムは現行制度を前提として4年(法律上は3年6ヶ月以上)で看護師と保健師又は助産師の国家試験の受験資格を取得可能。
 4. 高校・高校専攻科一貫教育は平成14年4月から開始。
 5. 看護師学校養成所2年課程(通信制)は保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正により施行。(平成16年4月開始)